

岡山市立せのお病院訪問看護  
重要事項説明書

利用者名 \_\_\_\_\_ 様

# 重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名	岡山市立せのお病院訪問看護
所在地	岡山市南区妹尾850番地
介護保険指定番号	3318903055号
サービスの提供地域	岡山市（光南台、灘崎、妹尾、福南、芳泉、芳田、興除、藤田、福浜、福田、吉備、御南）中学校区、早島町

## 2. 事業の目的及び運営方針

### (1) 事業の目的

岡山市立せのお病院訪問看護（以下「せのお訪問看護」という。）が行う訪問看護及び介護予防訪問看護の事業（以下「事業」という。）は、せのお訪問看護の看護師等が、要介護状態または要支援状態にあり、主治医が訪問看護の必要性を認めた在宅療養者に対し適正な訪問看護を提供することを目的といたします。

### (2) 運営方針

- ①訪問看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の向上を重視し、安心して在宅療養を営むことができるように支援します。
- ②地域とのつながりを大切にして関係市区町村、地域の保健・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③理学療法士等によって提供される訪問看護については、看護職員と理学療法士等が密に連携を図ります。
- ④看取りにおいては「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、多専門職種の医療・介護従事者から構成される医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人による意思決定を基本としたうえで、医療・ケアを行います。また、本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、家族等と十分に話し合い、本人にとっての最善の方針をとることを基本とします。

## 3. 事業所の職員体制

種	資格	雇用形態	人数
管理者	医師	非常勤	1名
看護師	看護師または准看護師	非常勤	11名

#### 4. 営業日及び営業時間

##### (1) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8時30分～17時

※ただし、土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

※24時間、利用者またはその家族からの電話による連絡及び相談が可能です。

連絡先：086-282-1211

#### 5. サービス利用料及び利用者負担

##### (1) 介護保険利用の場合

###### <訪問看護（介護保険）>

【基本利用料】要介護認定を受けられている方（要介護1～5）

利用時間	利用料(円/回)	利用者負担(円/回)		
		1割	2割	3割
20分未満	2,715円	271円	543円	814円
30分未満	4,073円	407円	814円	1,221円
30分以上60分未満	5,860円	586円	1,172円	1,758円
60分以上90分未満	8,617円	861円	1,723円	2,585円

※時間帯に応じて、以下の夜間等訪問看護加算が加算されます。

夜間（18：00～22：00） 25%加算

深夜（22：00～翌朝6：00） 50%加算

早朝（6：00～翌朝8：00） 25%加算

###### <介護予防訪問看護（介護保険）>

【基本利用料】要支援認定を受けられている方（要支援1・2）

利用時間	利用料(円/回)	利用者負担(円/回)		
		1割	2割	3割
20分未満	2,613円	261円	522円	783円
30分未満	3,900円	390円	780円	1,170円
30分以上60分未満	5,646円	564円	1,129円	1,693円
60分以上90分未満	8,310円	831円	1,662円	2,493円

※時間帯に応じて、以下の夜間等訪問看護加算が加算されます。

夜間（18：00～22：00） 25%加算

深夜（22：00～翌朝6：00） 50%加算

早朝（6：00～翌朝8：00） 25%加算

※ご利用状況によって下記の料金が加算されます。

【各種加算料金】

加算項目		料金
特別管理加算Ⅰ（1月につき）		5,105円
特別管理加算Ⅱ（1月につき）		2,552円
緊急時訪問看護加算（1月につき）		3,216円
ターミナルケア加算（該当月）		25,525円
複数名訪問加算（Ⅰ） （両名とも看護師）	所要時間30分未満の場合	2,593円
	所要時間30分以上の場合	4,104円
複数名訪問加算（Ⅱ） （一名は看護補助者）	所要時間30分未満の場合	2,052円
	所要時間30分以上の場合	3,236円
長時間訪問看護加算		3,063円
初回加算（Ⅰ）（病院、診療所等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合）		3,575円
初回加算（Ⅱ）（新規に訪問看護計画を作成し訪問看護を提供した場合）		3,063円
退院時共同指導加算（1月につき：該当する場合）		6,126円

※介護保険の給付の範囲を超えた訪問看護サービス利用については、全額自己負担になります。

※自己負担については、介護保険負担割合証に明記されている割合を適用します。

※実際は一ヶ月分の合計で割合等の算出を行いますので請求金額が多少異なる場合がございます。

(2) 医療保険利用の場合

<訪問看護（医療保険）>

医療保険利用の場合の負担割合について

後期高齢者		1割～3割（現役並み所得者）
健康保険 国民健康保険	高齢受給者	1割～3割（現役並み所得者）
	一般	3割

※受給者証により公費負担が適応になり、負担が軽減される場合があります。

【基本利用料】

訪問看護料 （1日につき）	時間内： 8時～18時	早朝：6時～8時 夜間：18時～22時	深夜： 22時～翌朝6時
週3日目まで	5,800円	7,900円	10,000円
週4日目以降	6,800円	8,900円	11,000円

※病状によって下記の料金が加算されます。

【各種加算料金】

加算項目		金額
悪性腫瘍の患者に対する緩和ケア又は褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師による場合（月1回）		12,850円
難病等複数回訪問加算	1日2回目訪問	4,500円
	1日3回目以上訪問	8,000円
緊急時訪問看護加算（1日につき）		2,650円
長時間訪問看護加算（週1回に限り）		5,200円
複数名訪問看護加算	看護師の場合（週1回に限り）	4,500円
	看護補助者の場合（週3回まで）	3,000円
ターミナルケア加算		25,000円
在宅移行管理加算（退院後1月）		状態により 2,500円または5,000円

※上記金額に負担率を乗じた金額が自己負担額になります。

訪問回数は、週3回まで1回につき1時間30分以内です。

身体障害者の医療受給者や特定疾患の医療受給者など、公費対象の方の場合は利用金額が免除もしくは減額されます。

特定医療疾患対象者の方は利用金額が免除されます。

<交通費>

通常の業務の実施地域を越えて行う訪問看護等に要した交通費は、その実費を利用者から徴収します。

なお、自動車を使用した場合、交通費として、通常の事業の実施地域を越えた地点から1回の訪問につき片道100円を徴収します。

ただし、徒歩、自転車を利用した場合は無料です。

<死後処置料>

死後の処置料は5,000円（税別）

6. サービス提供について

(1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。

被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前までに必要な援助を行うものとします。

- (3) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

## 7. 事故発生時の対応

- (1) 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。
- (2) 事業者は、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した際、事業者は故意又は過失が認められ、かつ、事故と損害との因果関係が認められた場合に損害賠償を速やかに行います。
- (3) 本事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発防止策等を講じます。

## 8. 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また廃棄の際にも第三者への漏洩を防止す</p>

	<p>るものとしてします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとしてします。(開示に際し複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)</p>
--	---

## 9. 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右記担当者までご相談ください。</p>	<p>名 称：岡山市立せのお病院</p> <p>連 絡 先：086-282-1211</p> <p>F A X：086-281-2877</p> <p>対応可能日時：月曜日～金曜日 8時30分～17時</p> <p style="text-align: center;">※土曜日、日曜日、祝日、年末年始 (12月29日～1月3日)を除く。</p> <p>担当者氏名：福田 好</p>
--	--

※担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

## 10. 利用料金などの請求及び支払い方法

### <請求方法>

- ①利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。
- ②上記に係る請求書は、利用月の翌月10日から15日までに、前月1か月分の請求書をご自宅に郵送いたします。

### <支払い方法>

下記のいずれかの方法によりお支払いください。

- ①当院受付にてお支払い(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く営業日)

当院受付にて下記時間帯にお支払下さい

月曜日～金曜日：8時30～16時30分

- ②当院指定銀行口座への振り込み

振込銀行：中国銀行 妹尾支店 普通預金

口座番号：905356

口座名義：地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

岡山市立せのお病院

理事長 今城 健二

お支払いの確認をしましたら、お支払い方法の如何によらず、領収書をお渡しますの

で、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります)。

※なお、利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用のお支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、お支払い期日から30日以上遅延し、さらにお支払いの督促から14日以内にお支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

## 1 1. 訪問看護サービスの開始・終了方法

### (1) 訪問看護サービスの開始

利用者の方との契約を結んだ後、訪問看護サービスを開始します。

なお、あらかじめ介護支援専門員とご相談ください。

### (2) 訪問看護サービスの終了

#### ①利用者の都合で訪問看護サービスを終了する場合

訪問看護の終了を希望する日の7日前までに、ご連絡をお願いします。

#### ②当該事業所の都合でサービスを終了する場合

やむをえない事情により、当該事業所のサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は、サービス終了日の1か月前までに文章で通知いたします。

#### ③自動終了(以下に該当する場合は、通知が無い場合でも自動的にサービスが終了します。)

- ・ 利用者が病院施設に入院された場合
- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 利用者が亡くなられた場合

#### ④解約解除

- ・ 利用者が、サービス利用料金の支払いを2か月延滞された場合
- ・ 当訪問看護師に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(暴力・セクシャルハラスメント等)を行った場合は、当訪問看護サービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

## 1 2. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

### (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 看護科 荻野 香央里

### (2) 成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を支援します。

### (3) 苦情解決体制を整備しています。

### (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

### (5) 訪問看護等サービスの提供にあたり、職員又は擁護者(利用者の家族等高齢者を現に

擁護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかにこれを市町村に通報します。

### 1 3. 緊急時の対応方法

- (1) 訪問看護サービスを実施中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは必要に応じて臨時応急手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととします。

### 1 4. サービス提供の記録

サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。

またその記録は、提供の日から5年間保存します。

利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

### 1 5. 衛生管理等

サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

当該事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

### 1 6. カスタマーハラスメントへの対応

- (1) 事業所の職員に対して、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどのハラスメント行為などが発生した場合、関係者間で協議した結果、解決困難で健全な信頼関係を築く事ができないと判断した場合は、行政及び居宅介護支援事業者に相談の上、サービス中止や契約を解除する場合があります。

### 1 7. サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順

①提供した訪問看護サービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

②相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

ア 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置等

- ・相談及び苦情に関する常設の窓口を設置し、相談担当者を設けています。

※利用者にはこの内容の印刷物を配布し、周知させていただきます。

- ・相談及び苦情の内容について、「相談苦情対応シート」を作成しています。
- ・担当者が不在の場合であっても、他の担当者でも対応ができるよう、情報共有を図り、引き継ぐ体制を敷いています。

イ 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

- ・苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行います。

- ・管理者は、担当者に事実関係の確認を行います。
- ・相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決定します。
- ・対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行います。(時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。)

③その他参考事項

- ・事業所において処理し得ない内容についても、行政窓口等の関係機関との協力により適切な対応方法を利用者の立場にたって検討し、対処します。

(2) 苦情申立の窓口

<p><b>【事業者の窓口】</b> 岡山市立せのお病院</p>	<p>名 称：岡山市立せのお病院  連 絡 先：(086) 282-1211  F A X：(086) 281-2877  対応可能日時：月曜日～金曜日 8時30分～17時  ※土曜日、日曜日、祝日、年末年始  (12月29日～1月3日)を除く。  担当者氏名：永瀬 百子</p>
<p><b>【市町村（保険者）の窓口】</b> 岡山市保健福祉局 介護保険課</p> <p>岡山市保健福祉局 事業者指導課</p>	<p>所 在 地：岡山市北区鹿田町一丁目1-1  連 絡 先：(086) 803-1240  F A X：(086) 803-1869</p> <p>所 在 地：岡山市北区大供三丁目1-18  K S B会館4階  連 絡 先：(086) 212-1012  F A X：(086) 221-3010</p>
<p><b>【公的団体の窓口】</b> 岡山県国民健康保険団体連合会</p>	<p>所 在 地：岡山市北区桑田町17番5号  連 絡 先：(086) 223-9101  F A X：(086) 223-9105</p>

## 訪問看護サービス利用及び個人情報同意書

- 1 訪問看護サービスを利用するにあたり、担当者による説明を受け、これらを理解したうえで訪問看護サービスの利用に同意します。
- 2 私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で使用することに同意します。
- 3 使用する目的
  - (1) 居宅サービス計画に沿って円滑にサービスを提供するために実施されるサービス担当者会議及び介護支援専門員との連絡調整等において必要な場合
  - (2) 利用者のための訪問サービスを円滑に提供するために実施されるカンファレンス、病院や医院及び診療所との連絡調整等において利用します。
  - (3) 使用する期間  
年 月 日からサービス利用期間中
  - (4) 条 件
    - (ア) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。
    - (イ) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録します。

\* 24時間対応体制加算の利用を（同意します ・ 同意しません）

当該事業者は、ご利用者に対する訪問看護サービスの提供にあたり、ご利用者に本書面に基づいて重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所

所在地 岡山市南区妹尾850番地

法人名 地方独立行政法人岡山市立総合医療センター

代表者名 院長 白井 正明

事業所名 岡山市立せのお病院

説明者氏名

私は、本書面により、事業者から訪問看護サービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族または代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

続柄 \_\_\_\_\_